

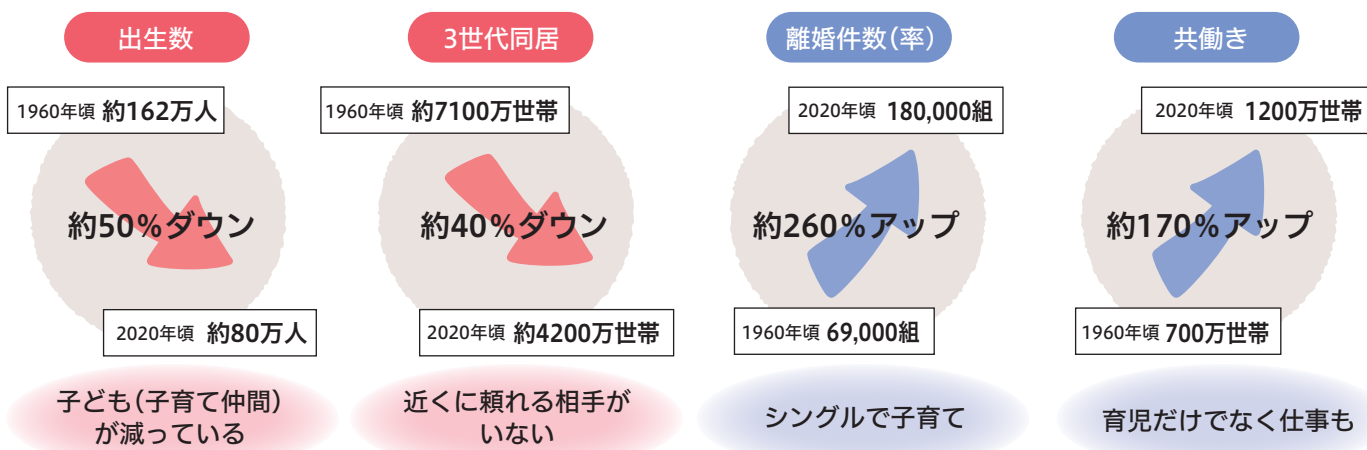
そもそも「子育て支援」ってなあに？

昭和の時代には「子育て支援」という言葉はありませんでした。
 「大人になったら結婚して子どもを産んで、女性が中心となって子育てする」ことが、
 誰もがする「普通」のこととされてきました。
 でも、今はその「普通」のことをするのが大きな困難となっているのです。



「子育て」からくるストレスで、うつ病になったり、自殺をしたり、幼児虐待をする事例が増えています。
 親の世代の時から、何が変わったのでしょうか。

● 昭和(1960年頃)と令和(2020年頃)の比較



このように、親の世代とは、子育て環境が大きく変わり、親子にかかるストレスもとても大きくなっています。

今、「子育て」は親子だけでできる「普通」のことではなくなりました。
 「子育て」は、私たちのような団体と行政と街が一体となって「支援」しないと成り立たない「社会課題」なのです。

まめっこの理念・活動に賛同して下さった方へ

賛同して下さった方は、ぜひサポート会員になっていただき継続的にまめっこの活動をささえてください！
 もちろん1回だけのご寄付も歓迎します。
 認定NPO法人は、一般のNPO法人よりも客観的な基準において高い公益性をもっていることを、所轄庁が認めたNPO法人です。**ご寄付は寄付金控除の対象となります。**

※詳しい説明とお申込みは、まめっこホームページ(mamekko.org)の「寄付」からお願いたします。

継続的に支援する → サポート会員

個人の場合(年間1万円寄付例)
●サポート会員と合わせて合計1万円寄付した場合 (1万円-2,000円)×0.4=3,200円(国税分) + (1万円-2,000円)×0.1= 800円(地方税分)
控除額合計 4,000円

短期的に支援する → 支援金寄付

個人の場合(年間5万円寄付例)
●サポート会員と合わせて合計5万円寄付した場合 (5万円-2,000円)×0.4=19,200円(国税分) + (5万円-2,000円)×0.1= 4,800円(地方税分)
控除額合計 24,000円

確定申告をすることで、寄付金額の最大半額が戻ります。

個人の場合

寄付金から2,000円を引いた額の最大50%(所得40%+10%)が戻ってきます。寄付金総額は他の認定NPO法人などへの寄付金額と合算して計算されます。詳しくは最寄の税務署にお問い合わせください。

法人の場合

一般寄付金とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けられていて、その範囲内であれば損金の額に算入することが認められます。また、資本がある法人とない法人で、損金算入限度額が異なります。詳しくは最寄の税務署にお問い合わせください。



会費・寄付のお手続きはこちらから

まめっこの沿革

- 1993年 まめっこの自主事業「まめっこ親子教室」スタート(まめっこ親子教室は2009年3月で閉鎖)
- 2000年 特定非営利活動法人の認証を受け「子育て支援のNPO まめっこ」を設立
- 2003年 「0,1,2,3才とおとなの広場 遊モア」を開設(現本部事務所)
- 2015年 名古屋市子ども・子育て支援センター受託(コンソーシアム事業)
- 2016年 名古屋市地域子育て支援拠点事業「遊モア 柳原」へ事業変更
- 2017年 名古屋市地域子育て支援拠点事業「遊モア 上飯田」開設(遊モア平安通に移転)
- 2018年 名古屋市地域子育て支援拠点事業「遊モアあじま」開設
- 2019年 名古屋しいこいの家事事業「遊モアプラス」(週1日)開始
- 2021年 北区子育て応援拠点「遊モア柳原」開設
- 2022年 認定NPO法人格の認証を受ける

受賞歴

- 2007年 平成19年度バリアフリー化推進功労者表彰(第6回)「内閣府特命大臣奨励賞」
- 2009年 財団法人あしたの日本を創る協会「あしたのまちづくり・くらしづくり活動賞振興奨励賞」
- 2010年 内閣府子ども若者育成・子育て支援活動部門「チャイルド・ユースサポート賞」
- 2012年 名古屋キワニスクラブ「社会公益賞」

委員など

愛知県ユニセフ協会評議員、愛知県子ども・子育て会議、名古屋市福祉のまちづくり推進会議など

お問合せ先
本部事務所



認定特定非営利活動法人 子育て支援のNPOまめっこ
 〒462-0845 名古屋市北区柳原4-2-3 TEL・FAX 052-915-5550
 HP: <https://mamekko.org/> MAIL: info@mamekko.org

賛同して下さる方へ

認定NPO法人

子育て支援のNPOまめっこ

親も子も主人公!



まめっこ

